

大牟田市基準緩和型訪問サービスに係る第1号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、基準緩和型訪問サービスに係る第1号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び実施要綱の例による。

(第1号事業に要する費用の単位数及び1単位の単価)

第3条 実施要綱別表第2の基準緩和型訪問サービスに係る市長が定める単位数は、別表第1のとおりとする。

2 実施要綱別表第2の基準緩和型訪問サービスに係る市長が定める1単位の単価は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める大牟田市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費の額)

第4条 基準緩和型訪問サービスに係る第1号事業支給費の額は、実施要綱第8条の規定により算定された基準緩和型訪問サービスに係る第1号事業に要する費用の額に、実施要綱第9条の規定する割合を乗じて得た額とする。

(事業の一般原則)

第5条 基準緩和型訪問サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「基準緩和型訪問サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の総合事業実施事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第6条 基準緩和型訪問サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「基準緩和型訪問サービス事業所」という。）により行われる基準緩和型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、支援の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、別表第2で定める利用対象者、実施内容等に沿って、事業を実施しなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当するものであってはなら

ない。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている法人

(3) 法人又はその役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

4 基準緩和型訪問サービス事業者は、別表第2で定める実施主体に掲げるもの（前項各号に掲げるものを除く。）とする。

（従事者の員数）

第7条 基準緩和型訪問サービス事業者が当該事業を行う基準緩和型訪問サービス事業所ごとに置くべき従事者（市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に実施するために必要な数とする。

（管理者）

第8条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準緩和型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第9条 基準緩和型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、基準緩和型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 基準緩和型訪問サービス事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）の指定を併せて受け、かつ、基準緩和型訪問サービスの事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ

れている場合については、指定地域密着型サービス等基準第67条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該基準緩和型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気媒体等により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 基準緩和型訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち基準緩和型訪問サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た基準緩和型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第11条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者であることの有無及び要支援認定又は事業対象者であることの有効期間を確かめるものとする。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、基準緩和型訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携すること等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第13条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第14条 基準緩和型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った基準緩和型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第15条 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 基準緩和型訪問サービス事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなけ

ればならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを提供した際には、当該基準緩和型訪問サービスの提供日及び内容、当該基準緩和型訪問サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号支給事業費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第18条 基準緩和型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該基準緩和型訪問サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る基準緩和型訪問サービスをいう。以下同じ。）に該当する基準緩和型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料（第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該基準緩和型訪問サービスに係る第1号事業支給費（実施要綱第7条の規定により算定された第1号事業に要する費用（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該基準緩和型訪問サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準緩和型訪問サービスに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において基準緩和型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第19条 基準緩和型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した基準緩和型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 基準緩和型訪問サービス事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対

する基準緩和型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに基準緩和型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 従事者は、現に基準緩和型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第23条 基準緩和型訪問サービス事業所の管理者は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の従事者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業所の管理者は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の従事者に本要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第24条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 基準緩和型訪問サービス内容及び利用料その他の費用の額

(3) 通常の事業の実施地域

(4) 緊急時等における対応方法

(5) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第25条 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な基準緩和型訪問サービスを提供できるよう、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。

(衛生管理等)

第26条 基準緩和型訪問サービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第27条 基準緩和型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第28条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第29条 基準緩和型訪問サービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第30条 基準緩和型訪問サービス事業者は、提供した基準緩和型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、提供した基準緩和型訪問サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 基準緩和型訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 基準緩和型訪問サービス事業者は、提供した基準緩和型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 基準緩和型訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市への協力)

第31条 基準緩和型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基準緩和型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第33条 基準緩和型訪問サービス事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(1) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第21条に規定する市への通知に係る記録

(3) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基準緩和型訪問サービスの基本取扱方針)

第34条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(基準緩和型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第35条 基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 基準緩和型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、基準緩和型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 基準緩和型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第36条 基準緩和型訪問サービス事業者は、当該基準緩和型訪問サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に基準緩和型訪問サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該基準緩和型訪問サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該基準緩和型訪問サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、第1号事業を実施する者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(委任)

第37条 この要綱に定めるもののほか、基準緩和型訪問サービスに係る第1号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

基準緩和型訪問サービスに係るサービス事業支給費単位数表

基準緩和型訪問サービス費（1月につき）

（1）基準緩和型訪問サービス費 820単位

注1 利用者に対して、基準緩和型訪問サービス事業者の従事者が基準緩和型訪問サービスを行った場合に算定する。

注2 基準緩和型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは基準緩和型訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は基準緩和型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

別表第2（第6条関係）

項 目	内 容
利用対象者	居宅要支援被保険者又は事業対象者で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、次の項目のうち、2項目以上の支援が必要と認められる者 ・入浴見守り ・掃除 ・買い物 ・調理、配膳 ・洗濯 ・服薬確認 ・認知症、精神見守り ・外出支援
実施内容	生活支援（身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の支援であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。）
実施主体	① 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のいずれか ② 市長が特に認めたもの
実施回数	週1回
実施時間	1回当たり45分～60分